

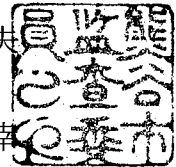
熊谷市監査委員公告第9号

令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年7月31日

熊谷市監査委員 富井 晴夫

熊谷市監査委員 沼上 政幸



令和7年度財政援助団体等監査指摘事項等措置報告書

施設名：熊谷市立コミュニティセンター

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 市民部市民活動推進課 年度別事業計画書の提出期限について、協定書に定める期限が指定管理者の総会等の開催時期を考慮したものとなっており、結果として期限を超過している状況にあることから、実態を精査した上で、適正な提出期限となるよう見直しを行うべきである。	1 市民部市民活動推進課 実態を精査し、協定書に定める提出期限を「各年度の前の年度の2月末日」から「各年度の前の年度の3月末日」に変更した。(変更協定書締結日：令和8年2月13日) 今後は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対して、協定書に定められた期限までに年度別事業計画書を提出するよう指導を行う。
2 社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会 (1) 指定管理業務のうち清掃業務について、作業記録が作成されていなかったため、業務仕様書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 (2) 指定管理料により購入した備品について、市への報告が遅れていたものがあつたため、協定書第25条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。	2 社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会 (1) 協議会に対して、指定管理業務のうち清掃業務について、業務仕様書に基づき作業記録を作成するよう指導した。 これを受け、協議会は令和8年度から、清掃業務の受託者との契約に作業報告書の作成及び提出を明記し、作業報告書の適正な作成と保管を徹底した。 (2) 協議会に対して、指定管理料により購入した備品について、協定書第25条第2項に基づき、市への報告を速やかに行うよう指導した。 これを受け、協議会は備品の購入

(3) 「文書等の管理基準」が作成されていなかったもので、協定書に基づき市と協議の上、作成すべきである。	の都度、市へ報告する運用を徹底した。また、市は例月モニタリング時に購入備品の有無を確認し、報告状況を随時把握している。 (3) 協議会に対し、「文書等の管理基準」を作成するよう指導した。 これを受け、協議会は市と協議し、熊谷市立コミュニティセンターの指定管理に関する文書管理規程（令和８年２月２０日施行）を定めた。今後は、当規程に基づき、適正な文書管理を徹底する。
---	---